

国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち和牛肉等販売促進緊急対策事業（学校給食提供推進事業）Q&A（4月30日時点版※）

※本Q&Aは随時更新します。

区分	No.	質問	回答
趣旨	1	この事業の趣旨、概要を教えてください。	この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う訪日外国人旅行者の減少や輸出の停滞等により、インバウンド需要への依存が大きく、出荷量の減少や価格の下落等といった影響が出ている品目について、今後、海外展開やインバウンド需要等に対応できる生産・供給体制が維持されるよう、販売促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することです。 その一環として、将来の消費者である小中学生に牛肉や地鶏肉の提供を推進することで中長期的な消費拡大に資するべく、食材の提供費を補助する事業になります。
事業実施主体	2	事業実施主体は誰ですか。国から市町村や食肉事業者を直接採択はできないのですか。	事業実施主体は都道府県として規定しています。これは本事業が各都道府県の畜産振興に合わせて、全小中学校等を対象とした給食提供を推進する観点から、畜産部局、教育庁等で連携していただく必要があり、円滑に事業を執行するためです。なお、市町村や食肉団体等を取組主体に位置づけることは可能です。
取組主体	3	取組主体としてどのような者が認められますか。	運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有する、以下のいずれかに該当する者が取組主体になることが可能です。 1 農業協同組合又は農業協同組合連合会 2 中小企業等協同組合 3 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人 4 食肉流通事業者が構成員として組織する団体 5 都道府県 6 市町村又は特別区  4は、地域のブランド牛振興会のような、行政、食肉センター、食肉流通事業者、生産者団体などが参画した協議会を想定しております。本協議会は、新規立ち上げや任意団体も認めております。
	4	取組主体はどのように決めればよいのですか。	上記も踏まえつつ、都道府県で地域の事情に応じて調整・選定いただくこととなります。
補助対象	5	補助対象経費はどのようなものですか。	食材の提供費、食育の実施経費、推進事務費が対象となります。

区分	No.	質問	回答
補助対象	6	食材提供費の詳細を教えてください。	食材の提供費として、牛肉が1,000円/100g/人/回、提供回数3回まで、地鶏肉が296円/100g、年間提供数量150g/人、提供回数5回までの範囲内であれば、全額国費負担となります。加工賃、輸送費、消費税込みの価格となりますので、取引実態に応じて、消費税の仕入税額控除及び補助金の返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。
	7	食育教材の作成費、配布費の詳細を教えてください。	小中学校等に食材を提供する際に合わせて行う食育に関する費用が対象です。例えば、教材の作成費、配布費、生産者等に講演を依頼する際の旅費・謝金などで、補助率は定額です。
	8	食材を発注後、新型コロナウイルスの影響により休校措置が取られた場合、契約不履行等による違約金が生じた場合の経費は対象となりますか。	そのような事態とならないよう、当該食材を休校明けの給食提供に仕向けていただくなど、調整をお願いします。
	9	推進事務費の詳細を教えてください。	事業実施主体（都道府県）及び取組主体の推進事務費は、事業費（会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、原材料費、消耗品費）、人件費、賃金、旅費（委員旅費、講師旅費、調査員旅費）、謝金、委託費、役務費、備品費、雑役務費（手数料、印紙代）が含まれ、補助率は定額です。ただし、これらの経費であっても、補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等を購入しないリース・レンタルする場合は、補助対象経費として認めないものとします。なお、推進事務費は、総事業費に見合った合理的な費用を計上するようお願いします。
	10	予算を県費で上乗せし、補助単価を引き上げることは可能でしょうか。	県単事業として独自に予算措置され、すでに着手されている場合には本事業の対象とすることはできませんが、今後、本事業に県単事業として上乗せすることは可能です。なお、事業の進め方についてはNo.23(スキーム)も参考にしてください。
対象者	11	対象となる給食、対象者を教えてください。	以下の給食を食べる生徒や学校給食実施校及び共同調理場における学校教職員、学校給食従事者です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条に規定する学校給食</li> <li>・夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に規定する夜間学校給食</li> <li>・特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第2条に規定する学校給食</li> <li>・上記の学校給食と同じ場所で調理し管理されているなど、各学校設置者と協議の上、対象にすることが合理的と都道府県知事が認めるもの</li> </ul>

区分	No.	質問	回答
対象者	12	No. 11の回答のうち、「上記の学校給食と同じ場所で調理し管理されているなど、各学校設置者と協議の上、対象にすることが合理的と都道府県知事が認めるもの」とは具体的にどのようなものですか。	例えば、小学校・幼稚園の一貫校において、給食のメニューが同じで同一の場所で一緒に作っており、分けて管理することが困難な場合などです。
	13	給食のない私立校の学生食堂や寮食、牛肉等を提供する食堂等を有するミルク給食についても不公平なので事業の対象にできないでしょうか。	対象とすることはできません。
対象品目	14	牛肉の対象範囲を教えてください。品種、部位、等級に制限はありますか。	品種は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、黒毛和種と褐毛和種の交雑（この種と黒毛和種又は褐毛和種の交雑を含む。）、和牛間交雑種、肉専用種、ホルスタイン種、ジャージー種、乳用種、交雑種となります。部位は、ネック、かた、かたロース、リブロース、サーロイン、ばら、もも、そともも、らんぷ、ヒレ、スネといたしますが、発注は、かたやもも等の大まかな部位等でも問題ありません。等級に制限はありません。なお、内臓等の副産物は対象外です。
	15	地鶏肉の対象範囲を教えてください。品種、部位に制限はありますか。	品種は、（１）地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）第3条の基準に沿って生産され、自県産であり、給食への提供量が十分である品種となります。 部位は、丸どり、手羽もと、手羽さき、手羽なか、手羽はし、骨付きむね、手羽もとつきむね肉、骨つきもも、骨付きうわもも、骨付きしたもも、正肉、特製正肉、ささみ、ささみ（すじなし）、こにく、かわ、あぶら、もつ、きも、きも（血抜き）、むね肉、特製むね肉、もも肉、特製もも肉、すなぎも、すなぎも（すじなし）、がら、なんこつ）といたしますが、発注は、ももやむね等の大まかな部位でも問題ありません。
	16	地鶏は和牛とは異なり、なぜ自県産に限られているのでしょうか。	国の施策方針として、地域に根ざした地鶏の再生産の確保を推進している観点から、自県産の地鶏に限定しています。
	17	牛肉についても自県産に限定してもよいでしょうか。また、畜種（黒毛和牛等）についても限定してもよいでしょうか。	学校設置者等の希望を踏まえつつ、地域の実情に沿って設定してください。
	18	1回の給食提供で、複数品種や産地指定（食べ比べ等）を希望しても差し支えないでしょうか。	調整が可能であれば、問題ございません。

区分	No.	質問	回答
対象数量	19	牛肉の経費や回数の上限の考え方を細かく教えてください。	1,000円/100g/人/回、提供回数3回までです。 例えば、牛肉において、1回目にロース1,200円/100gを、2回目にもも800円/100gを提供する場合、ロースに関しては、200円/100gの自己負担金が発生しますが、同回（同日）に提供される場合には、1,000円/100gと見なされます。 また、1回の給食での提供量100g/人は上限のため、1回の給食での提供量を50gとしても問題ございません。その際は、補助金上限は500円となります。なお、1回あたりの量を減らした場合であっても、次回に100gを超えたり、提供回数を3回以上に増やすことは認められません。
	20	地鶏肉の経費や回数の上限の考え方を細かく教えてください。	単価は296円/100g/人/年、年間一人当たり150g、提供回数5回までです。 提供量150g/人/年及び提供回数5回は上限のため、1回の給食での提供量を50g・提供回数を3回としても、提供量を150g・提供回数を1回としても問題ございません。1回の給食での提供量を50gにする場合、1回あたりの補助金上限は148円となります。なお、1回あたりの量を減らした場合であっても、提供回数を5回以上に増やすことは認められません。
	21	提供量の上限（牛肉：100g/1回・人、地鶏：150g/人・年）について、提供日当日に児童が欠席した場合、一人当たり提供量の上限を超えるケースが出てくる可能性があります。 そのため、供給計画人数を基準とし、学校給食用牛乳のように実績の人数を基準としないということによいでしょうか。	供給計画人数を基準として一人あたり提供量の上限を超えていないか確認します。
	22	学年等により牛肉・地鶏肉の提供量が異なる場合がありますが、学校単位の平均重量がそれぞれの提供量の上限（牛肉：100g/1回・人、地鶏：150g/人・年）を超過していなければ、問題ないでしょうか。	学年毎に提供量を変えていただくことは問題ありませんが、学校毎には一人当たりの提供量の上限は超えない範囲での調整をお願いします。但し、全学年共通の給食メニューとする場合に限りです。
スキーム	23	事業はいつごろ開始できますか。事業を開始するにあたり必要な手続きを教えてください。	フロー図を御確認いただき、それに基づき手続きを実施してください。 都道府県計画の提出の時期により、事業開始可能時期が変わります。早めの事業開始を希望する場合は、早めに都道府県計画をご提出ください。 必要に応じて、交付決定前の事前着手、概算払いを行うことも可能です。事前着手は事前着手届の提出の上、事業採択後に可能となります。概算払いを希望される場合は、都道府県計画の申請時に併せて支払希望時期と希望額をご教示ください。

区分	No.	質問	回答
スキーム	24	給食提供日はいつまでが事業対象となりますでしょうか。	事業期間は今年度末（2021年3月末）までとなります。
	25	事業開始後、提供品目や事業実施校を追加することは可能でしょうか。予算が年度途中で枯渇し、補助を受けられない事態は生じないでしょうか。	例えば、当初牛肉のみを提供予定で事業の採択及び交付決定を受けたあと、地鶏肉の提供を新たに希望する場合、 ①交付決定額の範囲内で地鶏肉の提供分の支払いが可能であれば、必要に応じて、事業実施計画の変更手続 ②国費を追加する必要があるれば、事業実施計画及び交付決定額の変更手続を実施いただければ、事業の執行上問題ございません。事業実施校の追加についても同様です。 本事業の予算は、品目横断的な1,368億円の予算の内数となっており、過度に心配いただく必要はございませんが、確実に事業を実施できるよう早期に手続を実施いただければ幸いです。
	26	食材納入業者はどのように決めればよいのですか。	学校給食に係る契約等、地域の事情に応じ調整・選定いただくこととなります。 新たに入札して選定する必要はなく、現在契約している納入業者でも差し支えありません。ただし、取引価格は相見積もりを取るなど、透明性・公平性をもった方法で決定するようお願いいたします。
	27	食材の発注、納入及び精算に係る手続きはどのようにすればよいでしょうか。	食材の発注は、地域の実情に応じ、取組主体及び学校のどちらで行っても問題ありません。 取組主体は、食品納入業者から請求書及び証拠書類（伝票等の出荷品種、部位、量、個体識別番号等がわかるもの）を、学校側から納品確認書を発行してもらい、内容確認・照合の上、保管・管理するようお願いいたします。
食育	28	食育活動は必ずしも実施しなければならないのでしょうか。	本事業は、給食の提供に併せて食育活動の実施に努めることと規定していますので必ずしも実施しなければならないものではありませんが、地域の畜産の現状も含め、食育の一環として実施に御協力いただけますようお願いいたします。
成果目標	29	国内外に向けた和牛肉等の情報発信等によるインバウンド需要等の開拓につながる目標を設定するのはなぜですか。具体的にはどのような目標を立てればよいのでしょうか。	本事業の主旨は、No.1のとおり、今後、海外展開やインバウンド需要等に対応できる生産・供給体制が維持されるよう販売促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することであるため、インバウンド需要等の開拓につながる目標を立てることとしております。 具体的な目標の例として、本事業の取組をホームページやSNSで他言語化しアップすることが挙げられます。